

衆議院 厚生委員會議録 第二十号

昭和二十五年三月三十日(木曜日)

午後二時十一分開議

出席委員

委員長

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

六七四号)

遺族の援護強化に関する陳情書(若手県氣仙郡下有住村佐々木経夫外十一名(第六七七号))

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

理事の互選

生活保護法案(内閣提出第二一六号)

〇堀川委員長 これより會議を開きます。

まず理事補欠選任の件についてお諮りいたします。去る二十八日理事金塚孝君が委員を辞任いたしましたので、現在理事が一名欠員になっておりますが、この補欠の選任に關しましては、委員長より指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇堀川委員長 御異議がなければ再び委員に選任された金塚孝君を理事に指名いたしますことにいたします。

〇堀川委員長 次に生活保護法を議題といたしまして、前会に引続きまして質疑を継続いたしますが、まず小山政府委員より説明を聴取することにいたします。

〇小山政府委員 先日お手元に「標準世帯における飲食物費」という資料を差上げまして、今日またこのほか「生活扶助費基準額比較表」を差上げましたが、この二つにつきまして、簡単に御説明を申し上げます。

「標準世帯における飲食物費」というのは、現在の生活扶助費基準額に組まれております。この飲食物費で実際に上どういつた献立ができるのか、これをひとつひとつつて出せというお話で出したわけでありまして、ごらん願えばおわかりの通り、かなりの内容のものになつております。魚はもちろんのこと、祝祭日には肉も食ふことができるという程度のものであります。まずこの程度の食事内容であれば、現在の国民生活の水準から申しまして、まず「安当なところであろうと思われ程度の食事内容になり得るわけでありまして、それから今日お配りいたしました「生活扶助費基準額比較表」は、現在の生活扶助費基準額と、この法律施行とともに改訂しようとして計画しております基準額とを比較したものでございまして、総額におきましては、わずかに二百三十四程度の増額をなし得る程度のものであります。内容から言いますと、経済情勢がかわつて参りましたために、かなり改善をされております。

まず飲食物費から申し上げますと、現在の基準に組まれております飲食物の内容と同じものを、より少ない価格で攝取できるというようになつて参ります。理由は、ことしの四月一日から調味料の配給が非常に増加いたしました。これまで一日当りにいたしまして、五人世帯で九十四カロリーのしか攝取できませんでしたが、百七十四カロリーの攝取できるように好転するのであります。このことはどういふこと

になるかと申しますと、調味料が正規の配給ルートを通じて配られますものが多くなるといふことは、それだけ非配給というような形でとらなければならぬ。栄養量を節約できる。つまり高い金を出して買わなければならぬものを減らして、安い金で同じ内容のものを買うことができる、こういうことなのであります。同じ食事内容を維持いたしまして、なおかつ二百八十八円九十二銭、つまりおよそ二百九十四程度の金を節約できるわけでありまして、今回の計画におきましては、この節約できた二百九十四程度のものと、基準額の絶対額における増加金額等、あけて飲食物費以外のもの、内容改善に向けているのであります。

このうちまず処置しなければならぬせんものは、第十次の基準額、すなわち現行の基準額をきめました以後におきまして、公定価格もしくは価格の引上げになつたものが若干ございまして、一番顯著な例としては、電燈料等があるわけでありまして、この種の価格もしくは公定価格の引上げになりましたものを、全体を通じて四百七十四円八十五銭が必要でございますので、まずこれに充てます。次に現在の基準額に組まれておりますもので、あまりに数量の少な過ぎるものがございます。たとえば住居費におきまする風呂のごとき、また保健衛生費における石けんのごときも、これらの代表的なものであります。これらをそこに書いてありますような内容に

ふくらまし、すなわち要しますものが百七十四円八十三銭、これだけを使いまして、なお残ります二百六十五円十銭というものを、今まで基準の中に組み込まれていなかったものの購入に充てるようにするのが、今回の内容であります。住居費について申し上げますと、たとえばコンロでありますとか、あるいは洗桶、ざる、こういうようなものはこれに当ると思ひます。被服の項におきましてはパンツ、ズボンス、じゆばんといったような肌着類が、今回新たに付け加えられるものになるわけでありまして、この種のものが新たに付け加えられましたものもございまして、

このような方法によりまして飲食物以外のものについて今回の基準改訂を機として五百二十四円七十一銭というものを増額することができると見込みであります。従いましてこれまで当国会における説明におきましても、生活扶助費基準額におけるエンゲル係数は八十一ないし八二であるということを申し上げておつたのであります。改訂されました基準額におきましては、著しく内容が好転いたしました。エンゲル係数、つまり全体の金額において占める飲食物費の割合は七五％に減少するのであります。以上がお手元に配付いたしました資料の概略の説明でございます。

〇堀川委員 いろいろ資料をいただきました。御説明を承つたのですけれど

三月三十日

金塚孝君が理事に補欠当選した。

三月二十九日

結核予防法の根本的改正等に関する陳情書(山口県宇部市東区桑芝駅前結核予防対策山口県職協協議会宇部支部内三好義雄外十四名(第六五一号))

災害救助法改正に関する陳情書(大阪府副知事大塚兼紀)(第六六七号)

業事法一部改正に関する陳情書(大阪市北区扇町一丁目十二番地鮎川一雄(第六七〇号))

あん摩単行法案に関する陳情書(大阪市阿部野区昭和町西三丁目十七番地ライトハウス内大阪府人協会(第六七四号))

第一類第八号

厚生委員會議録第二十号

昭和二十五年三月三十日

第一類第八号

厚生委員會議録第二十号

昭和二十五年三月三十日

第一類第八号

厚生委員會議録第二十号

昭和二十五年三月三十日

第一類第八号

厚生委員會議録第二十号

昭和二十五年三月三十日

第一類第八号

も、不審の点を二、三なお伺いしたいと思ひます。まず第一番に食費であります。たいへんけつこうな献立表ができておるわけでありませうけれども、第一番に私の得心の行かないことは、非配給飲食費というのを全部副食費に振りかえてしまつてある点なのであります。つまり配給だけの主食でございますれば、ここに出ておられますように、一日が六十六円七十七銭分の配給しかないわけでありませうから、家族五人の一日の食糧といひまして、一升が六十三円何角かしてありますから、つまり一升ぐらいしか買えないわけなのであつて、これでもつて家族五人一日分の食費といふのは、ちよつと私ども普通の常識から考へて、これではよほど副食でもうんと食べない限り、カロリーがあるなしといふことよりも、とうてい——やはりこれが一日や二日でなくて、ずっとこういう食事をばかりしておつて、しかも三人子供さんがおつてやるわけなんですから、どうしても私は非配給の飲食費は半分ぐらひは少くとも主食の中に入る。つまり一月三斗でなく、一斗五升ぐらひは買ひ足さなければ、とうていやつて行けないのじゃないか。すると副食費としてここに計上してあるような献立はとうていできない。そうすれば一千八百九十円のうちで大体一千円ぐらひは主食の方にまゐるといふのが、普通の常識ではないかと私は思ふのです。そういう点、この献立をなすつた人のお考へとしては、普通の日本人の食事が一日五人家族でもつて一升を食べているというような認識から出発しておられるかどうか。その点もひとつお聞きしたいと思ひます。

○小山政府委員 たいまお話のありました点は、かように考へております。日本人の食事情として、主食に依存する率が非常に高いことは、お話の通りであります。しかし必ずしもすべての場合において、そういうことが行われてゐるといふふうには言えないわけでありませう。団の主食の絶対量には限りがあるわけでありませうから、一人がよけいに食べれば、結局それだけだれかが少く食べてゐるといふことになるわけなのでありまして、その意味におきまして、基準額で計算をいたします場合は、当然国が国民の一人についてこれだけしか食べられないといふふうに算定いたしました量、すなわち正規のルートを通過して配給される量を基礎にして算定しなければならぬといふことになるわけでありませう。ただ實際問題として、被保護家庭の多くに見られるような傾向、つまり主食の足りない分を従来でありますならばやみ買い、現在でありますならば等の購入によつて補うという傾向はあり得るのでありまして、このような場合にどういふことになるかと申しますと、現在いふを購入して食べるといふことになりませう——ここに正確な計算は持つて参つておりませんが、概算いたしまして、甘藷もしくは馬鈴薯のカロリー單価は、一錢足らずといふことになつております。従ひまして非配給飲食費でカロリー單価四錢六厘五毛といふように計算しておりましたものより、はるかに安く済むといふことになるわけでありまして、それだけよけいに食べられるといふことになるわけでありませう。基準のうちに於いてそのように安いもの等だけをとることを前

提にしておりませんのは、そういうた食事内容を強制いたしますと、結局カロリーの問題は別として、たとえば蛋白質の問題等において非常な欠けがでるというところのために、むしろ被保護世帯の食事内容をよくするために、このような計算をしてゐる、こういうわけなのであります。

○勸田委員 議論にわたることは避けたいと思ひますけれども、たいまの小山政府委員のお話は、實際被保護世帯の事情をよく知つておいでにならなものであつて、私も話が聞いておりました。でも、大多数の人は配給を受ければ、すぐその日に配給の米を売つて、そしていふなり南蛮なり、そういうた代用品を買つてゐるといふのが実情なんです。そうしなければ、そういう生活費の保護だけでは、飲食費だけといふことでなくて、その食費よりもつとほかの費用が切り詰められてゐるので、やつて行かないからやつてゐるわけなんです。そういうふうな今国の方でまづつてゐる配給量だけで生活してゐるといふことは、私は国民の大多数の事情から考へてそうじやないと思ひます。よほど副食で十分な熱量をとつてゐる余裕のある方以外は、ほとんどやはり現在の状態では、愛情はいかんともしがたく、こういうような食事の計算では、主食を米を以て仰ぐのは必然だと思ふので、そういう点でもやはりただエンゲル係数だけに止まらないで、愛情を見てやらなければならぬ点がたくさんあると思ふのです。

それからいま一つ私がお聞きしたいのは、副食としてあげられております中の野菜類等が、非常に私どもが見て

いるものより値段が安いのでないか。にんじん、だいこん、ほうれんそう、ねぎといふようなものが使つてありますけれども、これは現在の普通の店屋で買ひ得る値段より違つてゐるのじやないかといふような感じがするものであります。そういつた野菜の値段は、たとえば百匁何錢といふような——今は大体公定価格がないものですから、どういふ基準でこれをお出しになつたか、もしもそれを伺えればちよつとお伺ひしたいと思ひます。

○小山政府委員 現在の非配給副食費の算定は、野菜類が一番高くありまして昨年の四月当時に算定したものであります。従ひまして今回の改訂に際しては、各市場等について調べておるんですが、決して現在——この価格で余つてゐるといふことは申し上げたくありませんが、この価格で買うことができないといふことは言えないといふ実情になつております。

○勸田委員 そうすると何匁といふことは言えませうけれども、私も女として見た目は、非常にわずかな野菜だといふことになるわけなんです。その四月当時の大体の公定価格といふのが、おわかりになつていらつしやいますから、この算定の基礎になつてゐる大体百匁何錢とかいふのがあるわけでしょう。あとでもうございませうから、それを一度出していただきたいと思ひます。

次に住居費なんです。これはこの前社会局長から、實際は六疊一間がここに書いてあるような七十二円とか、そういう家賃では實際は借れないけれども、これは基準外の例外を認めるというところの御確答がありましたから、

私はそれ以上いふ——この点についてそういうふうな基準外に、現実の家賃に対して大抵しんじやく願つて、生活保護費を出していただけるということであるといふ感じがいたします。

それから被服費なんですけれども、この被服費も第一次の改訂よりは多少よくなつております。ですけれどもやはり現実の生活に対しては、著しくが、私はこれに不足してゐると思ふので、實際から言へば、生活保護法の適用を受けておる方たちの話を聞けば、大体保護費のうち飲食費の方に規定以外のものが出るので、ここに書いてあるようなものでも、これはなかなか買ひにくいといふような状態を、しばしば聞いておるわけなんですけれども、しかし基準として考へて見ましても、たとえばたばこなんかにしても、ここにあらざるを見ますと、この予算では、たばこといふことの中で、男のおとなのそれを一足買おうと思へば、みんなほかの人のものを買わなくて、四箇月近くたたなければ一足買えない。女のおとなのものならば、一足買おうと思へば、これもやはり三箇月以上たたなければ、たばこ一足買えない。なお児童になつて見ますといふと、やはり一足買うにも二ヶ月近くかかる。しかもこれは普通の二人の男の子がいれば、両方でやはり四月来なければ一足ずつ買つてやれない。こういう状態では、これは一応の最低の生活にしても、健康的な生活をやつて行く上には、私は足りないのじやないかといふように考へるわけなんです。あとそういうことから考へて参りますれば、パンツとか、ブローズ、じゅばんといふ

午後二時四十二分散會

昭和二十五年四月二十六日印刷

昭和二十五年四月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所